

市原健康福祉センター運営協議会の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市原健康福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、千葉県情報公開条例第8条各号に該当する事項について協議等を行う場合、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると協議会が認める場合は、これを公開しないことができる。

(会議開催の周知)

第3条 会長は、会議を開催するに当たっては、会議開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を市原健康福祉センターホームページ等に掲載することにより、県民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- 一 開催日時
- 二 議題
- 三 開催場所
- 四 傍聴の定員
- 五 傍聴手続き
- 六 問い合わせ先

(会議の傍聴)

第4条 協議会は、会議公開に必要な傍聴要領を定めることとし、これを傍聴人に配布する方法等により周知するものとする。

(議事録)

第5条 会長は、協議会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し保管するものとする。

- 一 協議会の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題
- 四 議事の経過及び結果
- 五 全各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会議結果等の公開)

第6条 議事録及び会議資料等については、千葉県情報公開条例に基づき原則公開とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の公開に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成19年8月29日から施行する。